

株式会社 J R 東日本ステーションサービス

代表取締役社長 森山 英彦 殿

J R 東日本輸送サービス労働組合

中央執行委員長 佐々木 宏充

「就業規則等の改正について」に関する申し入れ

2025年1月30日、会社より、育児介護休業法改正に伴い、就業規則等の改正を行うとの説明を受けました。少子高齢化や生産年齢人口の減少に直面している環境の中で、育児・介護を担う世代への労働条件や労働環境の整備に取り組むことは、仕事と育児・介護の両立、柔軟な働き方をさらに推進するだけに留まらず、働きがいや生きがいをもち就労することにも寄与するものであると考えます。

一方、今回の就業規則等の改正により懸念となっていることは、主勤務地外勤務が実施されていることや、離職者、エルダー出向者の退職などから要員配置に苦慮している実態が顕在化していることです。現場組合員からは、今制度の活用が本当に可能なのか、要員が確保されるのか不安の声が上げられています。その意味でも、現場が安心して制度が活用できる体制の構築が不可欠であり、適正な要員配置などの環境整備が求められています。

J R 東日本の駅業務を運営する会社として、「お客さまにやさしい駅」「安全で安心してご利用いただける駅」「地域の皆さまに愛される駅」の実現を図るとともに、魅力ある企業として存在していかなければなりません。そのためにも、賃金改善はもとより多様な働き方における労働環境の一層の充実が図り、働きがい・生きがいを創出していくことが急務です。

したがって、下記のとおり申し入れを行いますので、労使間の取扱いに関する協約に準じ、団体交渉は信義誠実対等の原則に従い秩序を保ち平和裡に行うことに踏まえて丁寧かつ具体的に回答をすること及び速やかな労使交渉の開催を強く要請します。

記

1. 「育児介護休業法改正に伴う規程改正」における実運用での要員配置の考え方を具体的に明らかにすること。
2. 短時間勤務（育児・介護）に伴う勤務指定等にあたる取り扱い方法を具体的に明らかにすること。
3. 短時間勤務（育児）に伴う勤務の取り扱いについて、取得要件を小学校1年生の年度末までから小学校6年生の年度末までに改めること。

4. 新たに新設する短日数勤務（育児）に伴う勤務の取り扱いについて、取得要件を小学校3年生の年度末までから小学校6年生の年度末までに改めること。
5. 子を養育する社員の所定外労働の制限の対象期間を、小学校就学の始期までから小学校3年生の年度末までに改めること。
6. 介護においては、要介護者への介護その他の世話をする期間の長期化が懸念されることから、離職防止の観点に基づき介護休暇Aおよび介護暇休暇Bの定めを設けずに介護等に必要期間に改めること。
7. 「就業規則等の改正」の実施にあたっては、相互理解のもと運用していくことが望ましいことから制度の趣旨等の理解浸透に努めること。

以 上